

しあわせの村公式ホームページ並びにこうべ市民福祉振興協会
公式ホームページリニューアル等業務委託事業者募集 応募要領

1. 業務内容

しあわせの村公式ホームページ並びにこうべ市民福祉振興協会公式ホームページリニューアル等業務（ホームページ制作、保守）

2. 発注者所在地

神戸市北区しあわせの村1番1号（施設名：しあわせの村 本館・宿泊館）

3. 業務期間

契約締結日から2025年12月31日まで

なお、業務期間終了後、当該ホームページの保守については別途契約を締結するものとし、双方に特に問題のない限り、期間を1年単位で更新し、5年間を上限に契約を継続するものとする。

4. 委託金額

上限額7,000,000円（消費税を含む）

ただし、ホームページリニューアル業務費用のほか、ホームページ保守を含む合計額とする

5. 契約候補者選定の手続

(1) 参加事業者事前登録（WEBフォーム）

ア 受付期間 2025年2月12日（火）から3月4日（火）まで

イ 登録方法 下記URLからWEBフォームに登録すること

<https://ws.formzu.net/dist/S16775585/>

(2) 契約締結までのスケジュール

公募開始日	2025年2月12日（水）
参加事業者事前登録期限 ※受付後、事務局から下記9.(4)を参加事業者へ送付 質問の受付期限	2025年3月4日（火）
質問に対する回答	2025年3月7日（金）まで
応募書類提出期限	2025年3月23日（日）
書類選考による上位3者の決定	2025年3月28日（金）
書類選考結果の通知	2025年3月31日（月）
提案説明会（プレゼンテーション）	2025年4月4日（金）予定
契約候補者の決定、契約	2025年4月中旬

6. 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間 2025年3月4日（火）まで。

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、下記の電子メールアドレス宛てに送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

なお、送信者は電話による着信確認を行うこと。

Eメールアドレス： kouhou@shiwawasenomura.org

電話番号： 078-743-8190

(2) 質疑に対する回答

ア 回答期限 2025年3月7日（金）までに回答する。

イ 回答方法

質疑に対する回答は、回答期限までに全事前登録者に対し、電子メールにて送信する。

ただし、本業務に直接関係のある質疑のみに回答を行い、全ての質問に回答するものではない。なお、再質問は認めない。

7. 応募書類の作成・提出

(1) 応募書類の構成

①提案書

しあわせの村公式ホームページ並びにこうべ市民福祉振興協会公式ホームページリニューアル等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）「3.(3)提案評価の対象となる業務項目」のAからEの内容を踏まえ、提案内容を記載すること。様式は任意とする。

なお、4月開催の説明会（オンラインも可）で20分以内で要点を説明すること。説明時にはパワーポイント等別途資料を使用することも可とする。

②費用見積り

ホームページリニューアル等業務費用（合計額上限 7,000,000 円）の見積りの作成においては、詳細について仕様書を確認のうえ、必要な費用を漏れなく見積もること。また、見積書において下記 a 及び b は内訳書を添付すること。

a. 保守費用 5 年間

b. スチール写真撮影及び撮影データの納品

撮影日数 4 日。うちキッズモデル 2 名有り 2 日とし、春夏及び秋冬シーズン各 1 日にモデルを各々 2 名手配し撮影するものとし、撮影 1 日当たりの費用をモデル有りと無し
の別に見積もること。

③貴社の事業概要： 貴社の事業概要が分かる会社案内等の資料

④ホームページ制作の実績： 主な実績・URL について任意様式に記入すること。

(2) 応募書類の提出

応募書類の提出は下記のとおりとする。

ア 提出期限：2025年3月23日（日）（データ必着）。正本は3月25日（火）必着。

イ 提出場所：こうべ市民福祉振興協会 事業課 運営企画担当

〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1番1号 電話 078-743-8190

E メールアドレス：kouhou@shiawasenomura.org

ウ 提出部数：データ1部及び正本1部

エ 提出書類：応募書類は「(1) 応募書類の構成」の順に綴り込み(メール添付ファイルの場合には、ファイル名にて構成がわかるように明示)すること。

オ 提出方法：電子メール及び郵送等での送付とし、期限当日までに必着とする。

(3) 提案説明会への出席

書類審査の結果、上位3者の方は、提案書等について、20分以内で説明をお願いします。

4月4日(金) 13:00 から 17:00 の中で1時間程度(説明20分以内+質疑応答20分程度)の予定をお願いします。なお、オンライン(Zoom)でも可とします。

書類審査結果とともに説明会開催の詳細をお知らせします。

8. 契約候補者の選定等

(1) 契約候補者の選定方法は、公募型プロポーザル方式による。

(2) 提案審査委員会の設置

契約候補者の選定に当たり、しあわせの村公式ホームページ並びにこうべ市民福祉振興協会公式ホームページリニューアル等業務提案審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(3) 審査方法

委員会は下記「評価項目」により提案者を評価、順位付けを行い、上位3者による提案説明会を経て契約候補者を選定する。

[評価項目]

項目	仕様書等記載箇所	配点
提案内容に関する評価		70
I トップページ表示、サイト構成設計、カテゴリ分類	p 5.6	35
II 新規コンテンツの企画、魅力向上策	p 5.6.12	15
III CMSの導入・構築・設計	p 6-8	10
IV 保守・運用を含む全般的なコンサルティング及び導入にかかる支援等	p 7.9.13	10
業務費用の評価		30
【ホームページリニューアル業務】+【保守業務5年間】+【写真撮影4日(うち2日モデル有)】の合計金額	応募要領7(1)②	30
	合計	100

(4) 契約候補者選定方法

委員会は、総合評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。なお、総合評価点が高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を選定する。また、提案者が1者の場合でも委員会による審査は行うものとする。

審査の結果、最低基準点以上の点数を得た提案者がいない場合、契約候補者を選定しないこととし、その旨を提案者全員に通知する。

(5) 審査結果等の通知

全ての提案者に対し、審査結果・順位・評価点数のほか、第1位事業者名・評価点数を電子メールで通知する。なお、評価点数の理由等に関する問合せには一切応じない。

(6) 契約候補者決定後の手続

協会は、契約候補者と契約交渉を行う。契約候補者が辞退した場合や、交渉が難航した場合などは、次点の提案者と交渉を行う。

9. 関係書類

(1) しあわせの村公式ホームページ並びにこうべ市民福祉振興協会公式ホームページリニューアル等業務委託仕様書

(2) しあわせの村パンフレット

(3) しあわせの村施設一覧

(4) しあわせの村ホームページリニューアル参考資料 ※参加事業者事前登録を行った方に配付

10. 参加資格

- ・応募書類の提出期限日から契約候補者の決定までの間に、神戸市による指名停止を受けていないこと。
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していないこと。
- ・国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。

11. 提案参加にかかる注意事項

(1) 応募要領等の承諾

参加希望者は、応募書類の提出をもって、応募書類等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 提出書類の複製について

提出書類については、協会が事業者選定の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときに限り、提出された応募書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の応募書類の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、協会が提出を求めた場合はこの限りではない。

(6) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

応募書類の作成、提出など、提案参加に要する経費等はすべて提案者の負担とする。

また、契約候補者が契約に至らなかった場合、協会は一切の補償等を行わないものとする。

(8) 使用言語及び単位は日本語とし、通貨単位は円とする。

12. 契約について

(1) 契約保証金

免除とする。

(2) 契約金の支払い方法

第1回目は制作するホームページ1件目の公開完了を検査員が確認後に契約金額のうち2分の1を、また、第2回目は検査員が全ての業務について履行確認後に残額を、いずれも契約事業者からの請求に基づき当協会より支払うものとする。

(3) 保守費用ならびに写真撮影について

ホームページリニューアル業務とは別に、各々契約するものとする

13. その他

本要領及び仕様書に定める事項の他必要な事項については、別途協会が定めるものとする。

【担当（問合せ先及び書類提出先）】

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 事業課 担当：山岡、原元

〒651-1106 兵庫県神戸市北区しあわせの村1番1号

電話：(078) 743-8190（受付時間は平日8：45～17：30）

電子メール：kouhou@shiwasesenomura.org